

石巻市河北総合センター利用案内

【施設の概要】

- ① 名 称 石巻市河北総合センター
- ② 愛 称 ビッグバン（平成 5 年 11 月 一般公募の中から選考）
- ③ 所 在 地 石巻市成田字小塚裏畑 54 番地
- ④ 施 工 期 間 平成 4 年 2 月から平成 6 年 9 月まで
- ⑤ 開 館 年 月 日 平成 6 年 9 月 30 日
- ⑥ 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階一部 3 階
- ⑦ 敷 地 面 積 $23,063.34 \text{ m}^2$
- ⑧ 建 築 面 積 $5,898.16 \text{ m}^2$
- ⑨ 建 物 延 面 積 $8,902.59 \text{ m}^2$ （1 階： $5,769.88 \text{ m}^2$ 、2 階： $2,702.17 \text{ m}^2$ 、3 階： 430.54 m^2 ）
- ⑩ 駐車場収容台数 普通車 230 台、大型車 20 台（河川敷 約 1,000 台）

⑪ 体 育 施 設

- (1) アリーナ（主競技場） $45.7\text{m} \times 31.2\text{m} = 1,425.84 \text{ m}^2$
【バドミントン：10 面、バレーボール：3 面、バスケットボール：2 面、ハンドボール：1 面】
ステージ $26.9\text{m} \times 6.6\text{m} = 177.54 \text{ m}^2$ （間口： $18.16\text{m} \times 6.0\text{m}$ ）
- (2) 柔剣道場 $26.1\text{m} \times 11.9\text{m} = 310.59 \text{ m}^2$
- (3) トレーニング室 134.19 m^2
【ランニングマシン：4 台、エアロバイク：8 台、筋力トレーニングマシン：7 台ほか】
- (4) ランニングコース 約 180m 【2 階移動観覧席（ベンチタイプ 384 席）兼用】
- (5) 更衣室 コインロッカー（リターン式）：男女各 126 個、シャワー室：男女各 3 室

⑫ 学 習 施 設

- (1) 図書室（石巻市図書館河北分館）
- (2) 調理実習室（調理実習台 5 台）
- (3) 美術工作室（焼き物室 陶芸用電気釜、七宝焼釜）
- (4) 視聴覚室 【80 インチビデオプロジェクター、映写室、ビデオ編集機器 （42 席）】
- (5) 会議室 1（24 席 視聴覚室と隣接）、会議室 2・会議室 3（各 24 席 連結使用可能）
- (6) 北上川ホール（3 階）

⑬ 文 化 交 流 施 設

- (1) 文化交流ホール $20.3\text{m} \times 13.8\text{m} = 280.14 \text{ m}^2$ （移動観覧席 402 席）
【音楽会、発表会、講演会、映画会、演劇、結婚披露宴、祝賀会等】
ステージ $26.1\text{m} \times 9.7\text{m} = 253.17 \text{ m}^2$ （間口 $14.0\text{m} \times 6.0\text{m}$ ）
音響照明総合調整室、楽屋 1（洋室）、楽屋 2（和室）、ピアノ庫、ホワイエ（ホール前ロビー）
- (2) 集いの部屋 【リハーサル室兼用 ステージ付 最大 105 席】
- (3) ふれあいの部屋 【和室 52.5 畳（50 人程度）、ステージ付】
- (4) 憩いの部屋 【和室 12 畳（10 人程度）、15 畳（15 人程度）、床の間付】、水屋

【開館時間及び休館日】

開館時間 平日・土曜日 午前 9 時～午後 9 時まで
 日曜日・祝日 午前 9 時～午後 5 時まで
休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は、その翌日が休館日となります）
 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）

※ 諸事情により、開館時間の変更や臨時に休館することがありますので、御了承願います。
なお、上記開館時間は、準備及び後片付けに要する時間も全て含みます。

【申し込み受付時間】

総合センターの使用に関するお問い合わせは、当館窓口か電話で受付いたします。

使用にあたっては、速やかに申請書の提出をお願いします。

また、受付時間は下記のとおりです。【休館日は受付いたしません。】

平日・土曜日 午前 9 時～午後 8 時まで
日曜日・祝日 午前 9 時～午後 4 時まで

【河北総合センターの使用方法】

- ・ アリーナ及び文化交流ホールの貸切使用は当該使用日の 1 年前から 10 日前までに、また、会議室等その他の施設の使用申し込みは当該使用日の 6 ヶ月前から 3 日前までに当館に直接来館のうえ、使用申請をしてください。なお、体育協会並びに文化協会等の加盟団体で、定期的に当館を使用する場合の申し込みは、2 ヶ月単位で行ってください。

使用料については、使用申請手続きの際に支払していただきます。

なお、放送設備、備品等については別途貸し出しとなりますので、事務室に御相談下さい。

- ・ 個人使用及びトレーニング室の使用については、事務室前の券売機にてその都度使用券を購入し、事務室へ提示して使用して下さい。

なお、その際に渡される券の半券は、領収証となりますので、必ずお持ち帰り下さい。

- ・ トレーニング室の使用については、事前にトレーニング講習（月 2 回・要予約）を受講していただき、登録をしてからでないと使用することができません。

なお、トレーニング室は中学生から使用できますが、中学生については下記の使用条件を必ずお守り下さい。

- ① 使用できる機器は、有酸素系機器（エアロビクスコーナー）及びストレッチ系機器（ストレッチコーナー）に限定します。【筋力増強系機器（パワーアップコーナー）は使用できません。】
- ② 講習の受講及び夜間に使用する際は、保護者同伴とします。（中学生のみの使用はできません。）

【使 用 料】

- ・ 河北総合センターの施設使用料は別表 1 のとおりです。また、施設の冷暖房並びに付属備品の使用については、別に規則で定めた使用料が加算されます。
- ・ 図書室については、無料で使用できます。
- ・ 個人使用料については、一般・大学生・高校生は一回 100 円、小・中学生は一回 50 円です。総合センター事務室前の券売機においてその都度使用券を購入し、事務室へ提示してください。

別表 1 施設使用料 (河北総合センター条例第 8 条関係)

区 分				基 本 使 用 料		
				午前 9 時～午後 5 時まで(一回の基本利用は 4 時間)	午後 5 時から午後 9 時まで	全 日
文化交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合			5,000 円	8,000 円	18,000 円
	1,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合			8,000 円	12,000 円	28,000 円
	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合			12,000 円	16,000 円	40,000 円
	3,000 円を超える入場料を徴収して利用する場合			16,000 円	20,000 円	52,000 円
	各種披露宴、レセプション等に利用する場合			20,000 円	24,000 円	64,000 円
アリーナ	貸切利用	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアスポーツ、文化的行事に利用する場合	5,000 円	8,000 円	18,000 円
			その他催物に利用する場合	10,000 円	16,000 円	36,000 円
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアスポーツ、文化的行事に利用する場合	10,000 円	16,000 円	36,000 円
			その他催物に利用する場合	60,000 円	96,000 円	216,000 円
	個人利用		高校生・大学生・一般	1 人一回 100 円（小・中学生は 50 円）		
	柔剣道場	貸切利用			1,200 円	1,600 円
個人利用		高校生・大学生・一般	1 人一回 100 円（小・中学生は 50 円）			
ト レ ー ニ ン グ 室				個人利用（中学生以上に限る） 中学生 1 人一回 50 円 高校生以上 1 人一回 100 円		
会議室・研修室	集いの部屋			1 時間当たり 800 円		
	楽屋 1、楽屋 2			1 室につき 1 時間当たり 200 円		
	憩いの部屋 1、憩いの部屋 2、水屋			1 室につき 1 時間当たり 200 円		
	ふれあいの部屋			1 時間当たり 500 円		
	会議室 1、会議室 2、会議室 3			1 室につき 1 時間当たり 200 円		
	視聴覚室			1 時間当たり 500 円		
	調理実習室			1 時間当たり 500 円		
	美術工作室			1 時間当たり 400 円 個人利用 1 人 1 回 100 円（小・中学生は 50 円）		
	展示室			1 日につき 4,000 円		

【備 考】

- 1 貸切利用とは競技大会、講習会、催物等において、施設を独占的に利用する場合を、個人利用とは貸切利用以外の場合をいう。
- 2 入場料を徴する場合とは、入場料、会費その他これに類する料金を徴する目的をもって、催しを行う場合をいう。また、入場料に 2 つ以上の区分がある場合は、1 人当たりの徴収額の最高額を基準とする。
- 3 準備又はリハーサルのために施設等を利用する場合の使用料は、基本使用料に 50% を乗じて得た金額とする。
- 4 利用時間が本表に定める利用時間を超え、又は繰り上げて利用する場合の使用料は、その利用時間 1 時間につき当該基本使用料の 1 時間当たりの額とする。この場合の利用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間に切り上げるものとする。
- 5 個人利用については、個人利用券、個人利用回数券を発行することができる。この場合において、個人利用回数券（個人利用 11 回券）の額は 1 回の使用料の 10 倍の額とし、その納期は購入のときとする。
- 6 附属設備、備品及び冷暖房の使用料は、別に規則で定める。

【使用料の減免について】

次のような場合は、施設使用料の全部若しくは一部を免除することができます。

（河北総合センター条例第 9 条及び同施行規則第 11 条の規定による）

- | | | |
|-----|---|----------|
| (1) | 市又は石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する行事又は主催団体の一部である行事に利用する場合 | 10 割 |
| (2) | 市立の学校が主催する行事又は主催団体の一部である行事に利用する場合 | 10 割 |
| (3) | 市又は教育委員会が後援する行事に利用する場合 | 5 割 |
| (4) | 社会教育関係団体（社会教育関係団体認定基準に基づき、認定証を受けた団体）が主催又は構成する行事に利用する場合の減免後の使用料は別表第 2 のとおり | |
| (5) | 前各号に掲げるもののほか、公益上、市長が特別の理由があると認めた場合 | 市長が認める割合 |

※ 上記のうち、(3)・(4)・(5)について主催者が入場者から入場料等を徴収する場合は、減免の適用にはなりません。（備考 2 に該当する金額になります。）

別表第2 (河北総合センター条例施行規則第11条関係) 社会教育団体の減免後の使用料

区 分	基 本 使 用 料		
	午前9時～午後5時まで(一回の基本利用は4時間)	午後5時から午後9時まで	全 日
文化交流ホール	500 円	500 円	1,500 円
ア リ ー ナ	500 円	500 円	1,500 円
柔 剣 道 場	120 円	120 円	360 円
集いの部屋	2 時間当り		400 円
楽屋1、楽屋2	1 室につき 2 時間当り		100 円
憩いの部屋1、憩いの部屋2、水屋	1 室につき 2 時間当り		100 円
ふれあいの部屋	2 時間当り		100 円
会議室1、会議室2、会議室3	1 室につき 2 時間当り		100 円
視聴覚室	2 時間当り		250 円
調理実習室	2 時間当り		250 円
美術工作室	2 時間当り		200 円
展示室	1 日につき		1,000 円

【使用料の還付について】

利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、既に納入した使用料の全部又は一部を還付することができます。(河北総合センター条例第8条第2項及び同施行規則第10条の規定による)

- (1) 利用者の責めによらない理由で利用できなかったとき 全額
- (2) 利用許可変更(取りやめ)申請書により、次に掲げる日までに申請し、許可を受けたとき
 - 利用日の60日前まで 全額
 - アリーナ及び文化交流ホール
利用日の15日前まで 5割
 - その他の施設
利用日の3日前まで 全額
- (3) 市長が相当の理由があると認めたとき 全額又は5割

【利用上の注意】

- 1 利用に際しては利用許可書（個人利用の場合は利用券）を利用日当日に必ず受付に提示し、利用時間は厳守してください。また、職員の指示には必ず従ってください。
- 2 体育施設を御利用の場合は、必ず室内用運動靴（上履き）を持参してください。なお、持参されない場合、体育施設は一切利用できませんので、予め御了承願います。
- 3 火気の取り扱いについては特に注意し、所定の場所以外での利用や喫煙（当館内は全館禁煙です。）及び飲食（アリーナ及びホール内での飲食は一切できません。）はしないでください。
- 4 準備及び後片付けに要する時間は、利用許可時間に含まれています。なお、当館の開館時間は河北総合センター条例第4条第1項の規定により午前9時になっておりますが、大会等の運営に際して支障のある団体は、必ず事前に協議願います。
- 5 施設、設備及び器具等は大切に利用してください。万が一利用中に施設、設備等を破損、滅失した場合は、直ちに事務室に届け出てください。
- 6 動物を連れての入場はできません。
- 7 利用後は施設及びその他の器具を元の状態に戻してください。
- 8 利用許可を受けた内容を変更し、取りやめる場合は直ちに館長に届け出て承認を受けてください。
- 9 貴重品等の保管については、各自十分に注意してください。
- 10 申請書の内容に反した場合は、利用を停止又は取り消すことがあります。
- 11 その他不明な点がございましたら、事務室にお尋ねください。

【利用前の準備】

1 関係官庁への届け出

総合センターの利用を許可された場合、催し物の内容によっては下記の官庁等への届け出が必要な場合があります。なお、当該手続きは全て主催者側で行っていただきます。

- ・ 集会届 河北警察署（TEL：62-3411）
- ・ 舞台等での火気の利用 河北消防署（TEL：62-3119）
- ・ 河川敷を駐車場として使用の場合 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所飯野川出張所（TEL：62-3102）

2 事前打ち合わせ

アリーナ及び文化交流ホールを利用する場合は、当日の利用をより円滑にするため、遅くとも当該利用日の7日前までに必ず利用方法及びその他必要な事項について、担当係員と打ち合わせをしてください。なお、その際にはプログラム・入場券・スケジュール表等を提出してください。

また、利用日当日は必ず利用責任者を決めてください。事前の申し出への対応に行き違いがないようにするため、利用責任者以外の方からの要望はお受けいたしませんので、予め御了承願います。

3 利用前の準備

- ① チケットのもぎり要員、案内接待員、ホール内の放送員、場内外の警備員、駐車場整理員等は、必ず主催者側で手配してください。また、駐車禁止箇所への駐車等による当館他施設等利用者からの苦情が、たびたび寄せられております。迷惑駐車は絶対にさせないよう、監視を徹底してください。
- ② 看板、舞台装飾品、事務用品及び湯茶セット等は、主催者側で準備してください。また、主催者側において出されたゴミは全て主催者で持ち帰り願います。
- ③ 館内の備品・器具を利用する場合は、必ず係員の指示に従ってください。

別表第1 附属設備及び備品類使用料 (河北総合センター条例施行規則第9条関係)

区 分		設備品名	単 位	1 回の使用料 (円)	備考
文 化 交 流 ホ ー ル	舞 台 設 備	所作台	1 式	3,000	
		平台	1 枚	100	
		金屏風	1 双	1,000	
		鳥の子屏風	1 双	1,000	
		日舞囲い	1 式	500	
		人形立	1 台	50	
		箱階段	1 台	50	
		プログラムスタンド	1 台	100	
		演台 (3 点セット)	1 組	300	
		司会者台	1 台	200	
		地かすり	1 枚	500	
		毛氈	1 枚	100	
		長布団	1 枚	100	
		高座用座布団	1 枚	100	
		上敷	1 枚	50	
		音響反射板	1 式	1,000	
		指揮者台	1 台	200	
		指揮者譜面台	1 台	30	
		演奏者譜面台	1 台	30	
	楽 器	フルコンサートピアノ	1 台	4,000	
		アップライトピアノ	1 台	500	
		ピアノ調律	1 回	実費	利用者負担
	照 明 設 備	ボーダーライト	1 列	300	
		サスペンションライト	1 列	50	
		アッパーホリゾンライト	1 列	300	
		シーリングライト	1 列	300	
		センターピンスポット	1 台	300	
		フロントサイドスポット	1 台	100	
		フットライト	1 列	200	
		ロアーホリゾンライト	1 列	300	
		舞台照明操作卓	1 式	1,500	

区 分		設備品名	単 位	1 回の使用料 (円)	備考
文 化 交 流 ホ ー ル	照 明 設 備	エフェクトスポットライト	1 台	300	
		ピュアビジョンライト	1 台	100	
		A C Lライト	1 式	100	
		パーライト	1 台	100	
		スモークマシーン	1 式	1,000	スモーク液含む
		ミラーボール	1 台	300	
	音 響 装 置	基本放送設備	1 式	1,500	
		ステージスピーカー	1 式	500	
		フロアーモニタースピーカー	1 式	300	
		三点吊りマイク装置	1 式	500	
		コンデンサーマイク	1 本	500	
		ダイナミックマイク	1 本	300	
		ワイヤレスマイク (ハンド・ピン)	1 本	300	
		C Dプレーヤー	1 台	300	
		MDプレーヤー	1 台	300	
		カセットテープレコーダー	1 台	300	
	映 写 設 備	16 ミリ映写機 (ホール用)	1 台	2,000	
		プロジェクター (ホール用)	1 台	2,000	
		スライド映写機 (ホール用)	1 台	500	
	祝 宴 設 備	レセプションテーブル	1 台	100	
		レセプションチェア	1 脚	30	
		ポータブルステージ	1 式	1,000	
		移動放送設備セット (袖ワゴン)	1 式	500	
会 議 室 ・ 実 習 室 等	茶 道 具	炉壇セット (電熱式表・裏各種)	1 組	500	
		風炉セット (電熱式表・裏各種)	1 組	300	
		炉縁 (真塗)	1 本	100	
		炉縁 (黒・柿合せ塗)	1 本	50	
	備 付 設 備	陶芸用電気釜	1 台	2,000	
		七宝焼電気釜	1 台	200	
		ビデオ編集装置	1 式	500	
		視聴覚設備装置	1 式	500	
		木工具セット	1 組	100	
		電動粘土ロクロ	1 台	100	
		放送設備	1 式	500	

区 分		設備品名	単 位	1 回の使用料 (円)	備考
ア リ ー ナ 等 体 育 施 設	舞 台 照 明 音 響	舞台セット	1 式	500	
		舞台照明設備	1 式	2,000	
		フロントサイドスポット	1 台	100	
		ピンスポライト	1 台	200	
		放送設備	1 式	500	
	そ の 他 器 具	長机	1 脚	30	
		折りたたみ椅子	1 脚	10	
		フロアシート	1 本	80	
		電光掲示板	1 対	500	
持込設備		電気設備（消費電力）	k w	100	
仕 込		舞台仕込	1 時間	1,000	オペレーター含む
暖 房		アリーナ	1 時間	3,000	
		文化交流ホール	1 時間	2,000	
		柔剣道場	1 時間	1,000	
		集いの部屋	1 時間	200	
		ふれあいの部屋	1 時間	200	
		その他の会議室等	1 時間	100	
冷 房		文化交流ホール	1 時間	2,000	
		集いの部屋	1 時間	200	
		ふれあいの部屋	1 時間	200	
		その他の会議室等	1 時間	100	

備 考

- 1 社会教育関係団体が利用する場合は 5 割減免とする。

貸切時の清掃の方法等について

① 文化交流ホール

- ・客席のゴミ拾い及び汚泥等の掃除機掛けを行う。(ステージ袖に2つあります)
- ・ホール内の通路部分のモップ掛けを行う。(モップは倉庫3にあります)
- ・ステージの掃き掃除、モップ掛けを行う。(この際、掃除機は利用しないでください)
- ・利用した備品の整理、後片付けを行う。(特殊な物品については、職員が整理いたします)
- ・楽屋を利用した団体については部分清掃をしていただくとともに、電気、室内空調機の消し忘れ等をチェックする。(清掃に当たっては、掃除機を利用してください)
- ・ホワイエを利用した場合、著しく汚れている箇所についてはモップ掛けをすること。
- ・飲食物や掲示物等のゴミ、また、主催者側で持参した物品類は主催者側で全て持ち帰ること。

② アリーナ

- ・利用した箇所の床をモップ掛けするとともに、利用済のモップは掃除機により吸引すること。
- ・利用した備品の整理、整頓を行う。(利用した備品類は、全て元の場所へ返却願います)
- ・飲食物や掲示物等のゴミ、また、主催者側で持参した物品類は主催者側で全て持ち帰ること。
- ・2階客席(移動式観覧席)を利用した場合は、主催者側において忘れ物等の確認及び清掃のうえ、収納すること。

③ 調理実習室

- ・調理台及び利用した器具の清掃・整理並びに発生したゴミ類の持ち帰りをを行う。
(主催者側で持参した食材及び調味料等は主催者側で全て持ち帰ること)
- ・電気、換気扇、室内空調機の消し忘れ等をチェックする。また、ガスの元栓等は全て閉めること。

④ 各会議室(集いの部屋も含む)

- ・机及び椅子の整理を行う。(移動して利用した場合は、必ず元の位置に戻してください)
- ・飲食物や掲示物等のゴミ、また、主催者側で持参した物品類は主催者側で全て持ち帰ること。
- ・電気、換気扇、室内空調機の消し忘れ等をチェックする。
- ・特に、視聴覚室を利用した団体においては、暗幕等を必ず元に戻すこと。

⑤ 湯沸室

- ・利用した茶碗等は、綺麗に洗って布巾で拭き取り、元の場所に返却のこと。
- ・利用したポットは、お湯を捨てて元の場所に返却のこと。
- ・利用済みの茶葉は、主催者側で全て持ち帰ること。

※ 湯茶セットの貸し出しについて

ポット・急須及び湯のみ茶碗を利用する場合は、2階湯沸室(美術工作室隣)に用意しておりますので、そちらを御利用ください・

なお、当館には茶葉・茶托・おしぼり並びにお盆はありません。それらを利用の際は主催者側に用意していただくことになりますので、御理解・御協力をお願いいたします。